

第1回

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会

資料

平成26年7月25日

三重県

水源地域の森林の保全に関する現状整理

三重県の森林・林業の現況

森林・林業の観点

- ・私有林が8割を占め、その中でも10ha未満の小規模な所有者が全体の9割以上を占める(スライド5)
- ・林業の低迷や高齢化、相続等による不在村森林所有者の増加による森林への関心の低下(スライド11~12)

土地所有の観点

- ・三重県では過去に、目的が不明確な森林買収の打診があった(熊野市、大台町、南伊勢町)
- ・森林を手放したい、または誰かに引き取って欲しいという森林所有者が増加

危惧される事象

- ・森林の手入れ(間伐、植栽)等が行われないことによる森林の荒廃
- ・所有目的が不明確な森林の増加
- ・無秩序な伐採や開発による森林の荒廃(スライド15)

国、県の対応状況

森林の保全に関連する法規制

- 森林法
 - ・保安林制度(スライド17)
 - ・林地開発許可制度(スライド17)
 - ・伐採届出制度(スライド18)
 - ・所有者届出制度(スライド19)
- 水循環基本法
(平成26年3月成立) (スライド20)

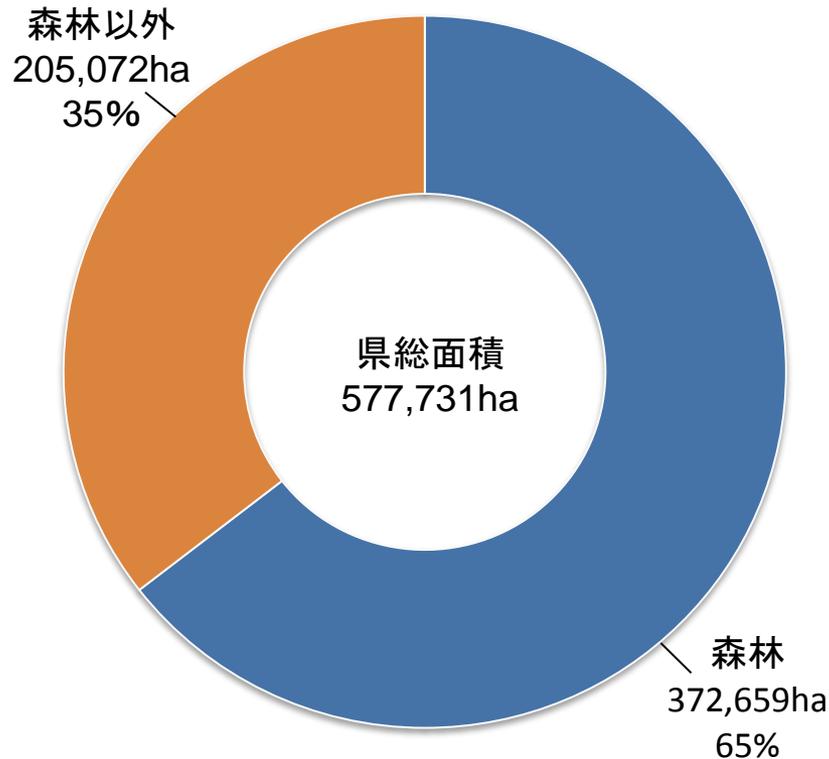
森林に係る最近の動き

- ・森林法に基づく森林の土地の所有者届出制度の実績(スライド22)
- ・国土利用計画法に基づく土地取引届出件数・面積(スライド23)
- ・外国資本による森林取得の事例(スライド24)
- ・森林の保全に係る三重県の施策(スライド25)
- ・県内市町が制定している水道水源保護条例(スライド26~27)
- ・水源地域の森林の保全に係る市町への意向調査(スライド28)
- ・他の道県の条例制定状況(スライド29~31)
- ・他の道県で検討された条例以外の方法(スライド32)

本県の森林・林業の現況

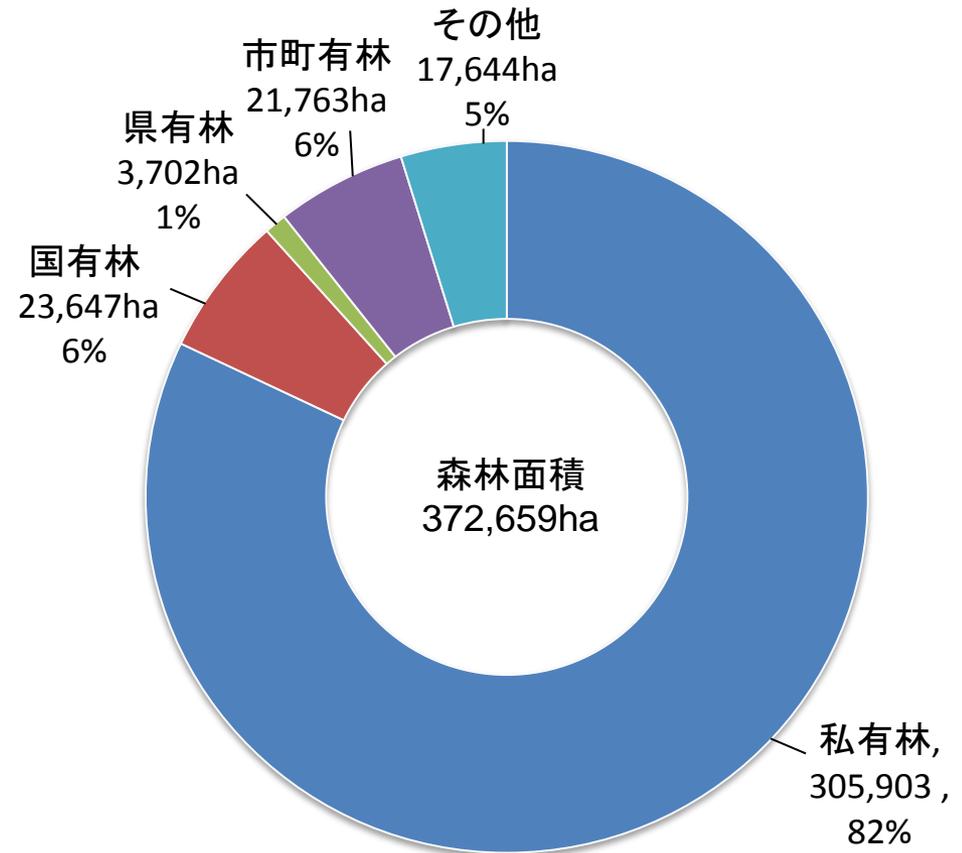
(1) 森林面積

出展: 県総面積 三重県勢要覧(H26)
森林面積他 平成24年度版森林・林業統計書



・森林面積は、37万3千haで県土の65%を占める。

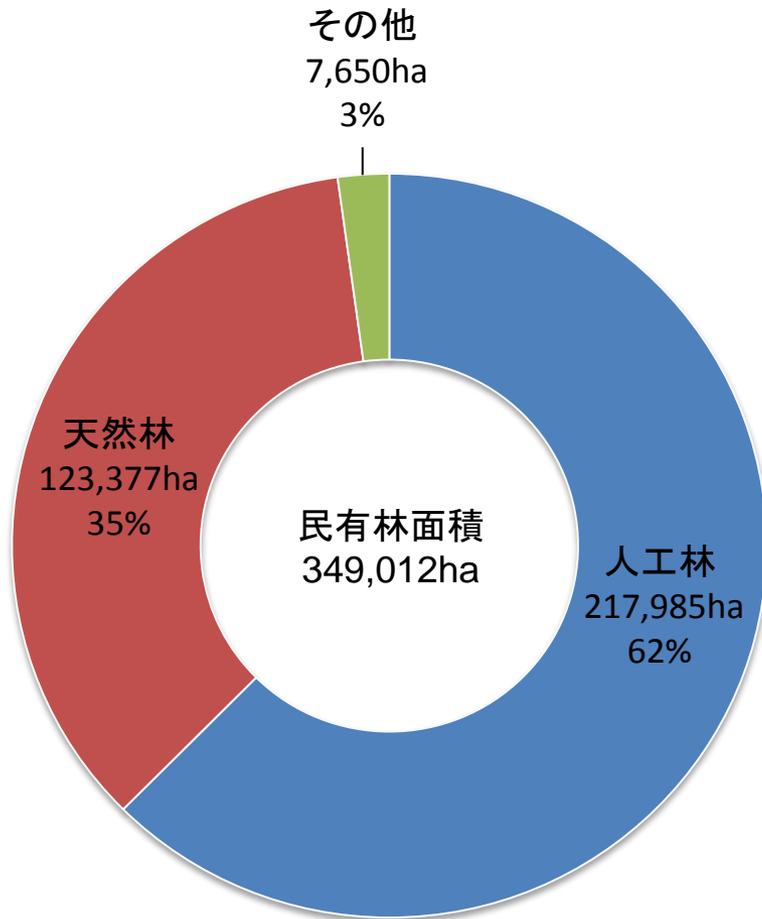
(2) 所有形態別森林面積



・所有形態別では私有林が82.1%と大半を占め、国有林の面積が全国平均(31%)に比べて低い(6.3%)のが特徴。

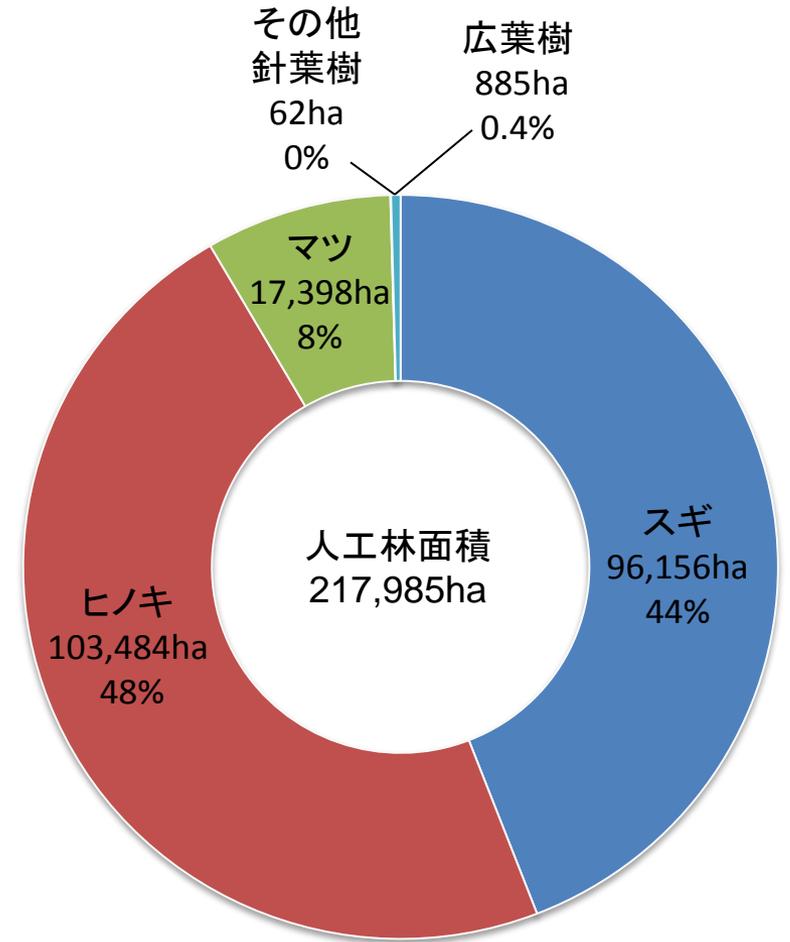
本県の森林・林業の現況

(3) 民有林林種別面積



・民有林における人工林率は、全国的にも高い水準(5位)である。

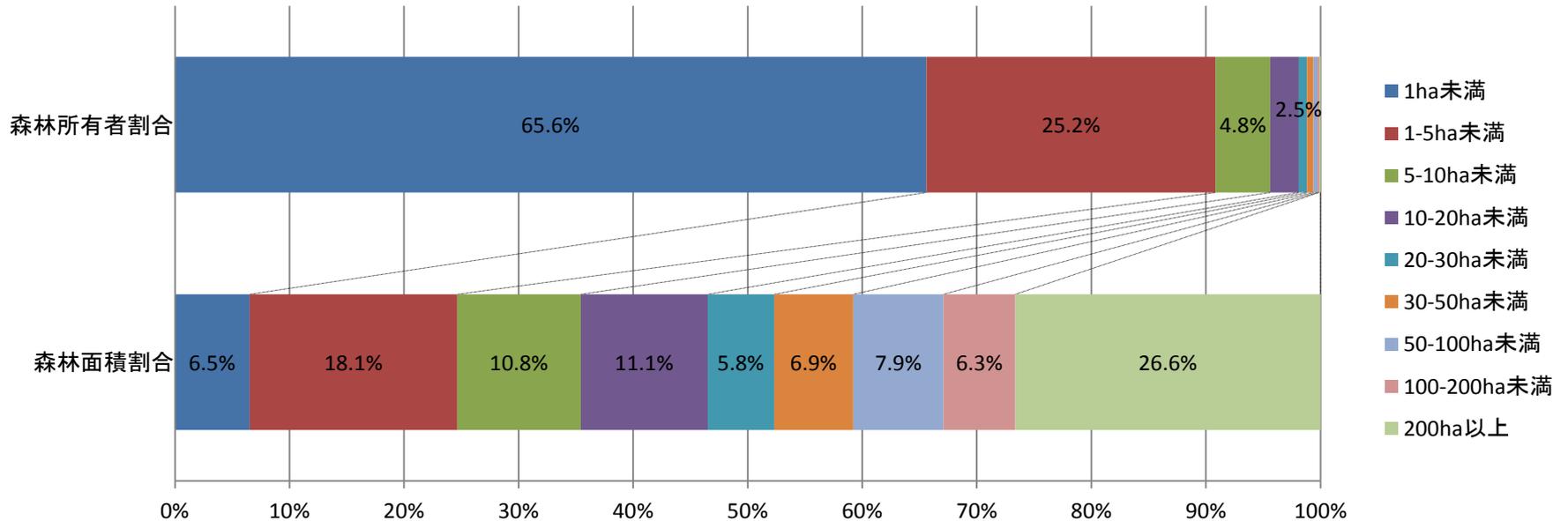
(4) 民有林人工林樹種別面積



・人工林における樹種はスギ、ヒノキが大半を占める。

本県の森林・林業の現況

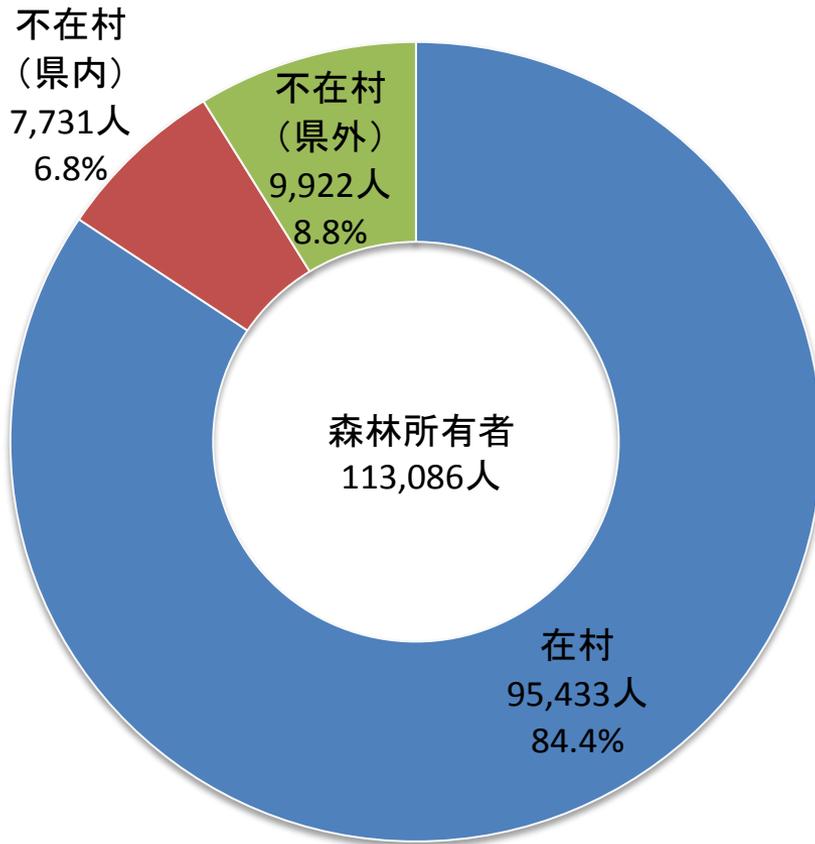
(5) 森林所有規模別の所有者数と森林面積



区分	森林所有者数(人)	森林所有者割合	森林面積 (ha)	森林面積割合
1ha未満	74,201	65.6%	22,773	6.5%
1-5ha未満	28,536	25.2%	63,302	18.1%
5-10ha未満	5,405	4.8%	37,572	10.8%
10-20ha未満	2,784	2.5%	38,681	11.1%
20-30ha未満	831	0.7%	20,267	5.8%
30-50ha未満	629	0.6%	24,047	6.9%
50-100ha未満	406	0.4%	27,547	7.9%
100-200ha未満	160	0.1%	21,827	6.3%
200ha以上	134	0.1%	92,996	26.6%
計	113,086	100%	349,012	100%

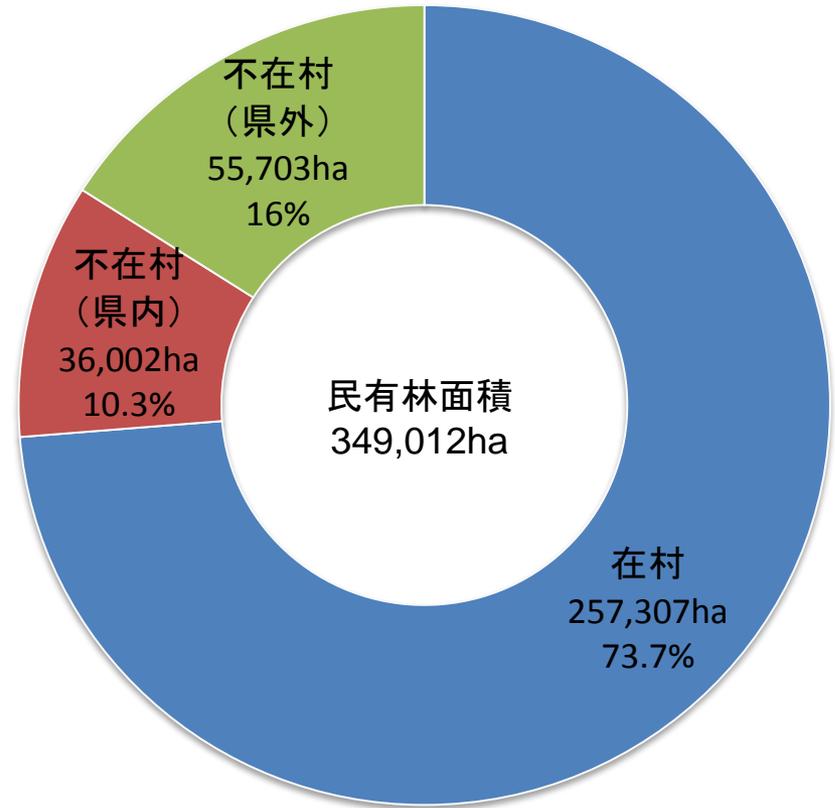
本県の森林・林業の現況

(6) 民有林の在・不在村別 森林所有者数



・森林所有者のうち不在村者(県内、県外)の割合が15.6%。

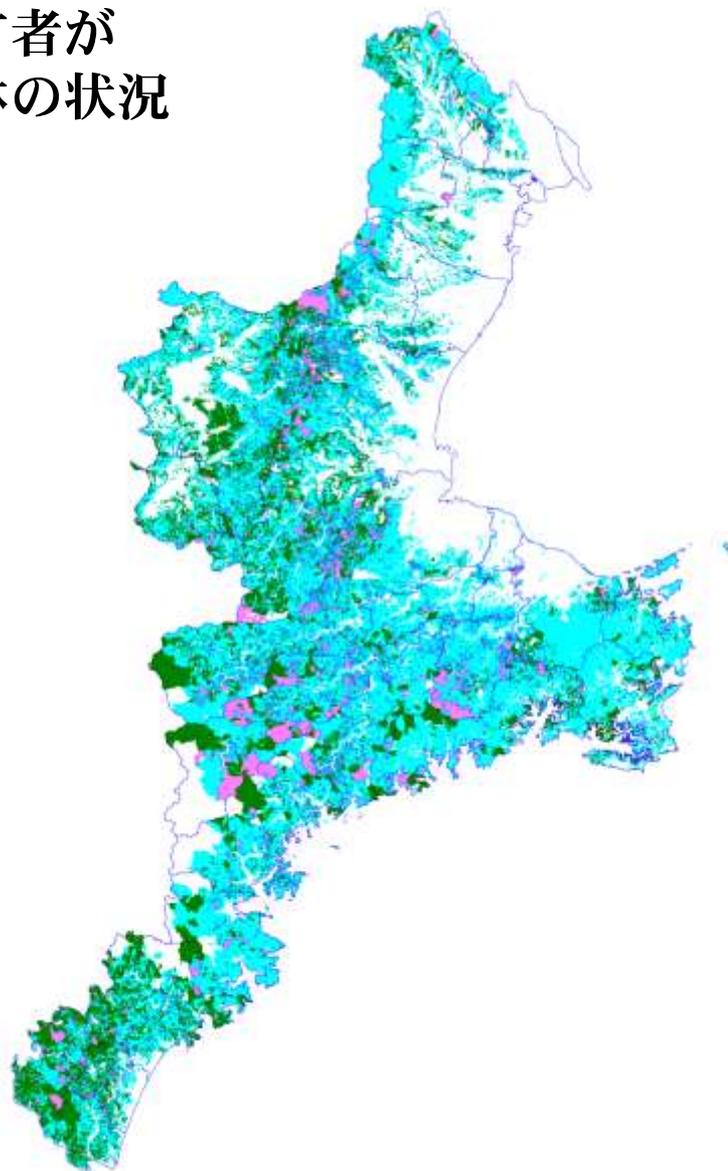
(7) 民有林の在・不在村別 森林面積



・不在村者(県内、県外)の所有する森林の割合が26.3%。

本県の森林・林業の現況

在・不在村森林所有者が
有する森林の状況

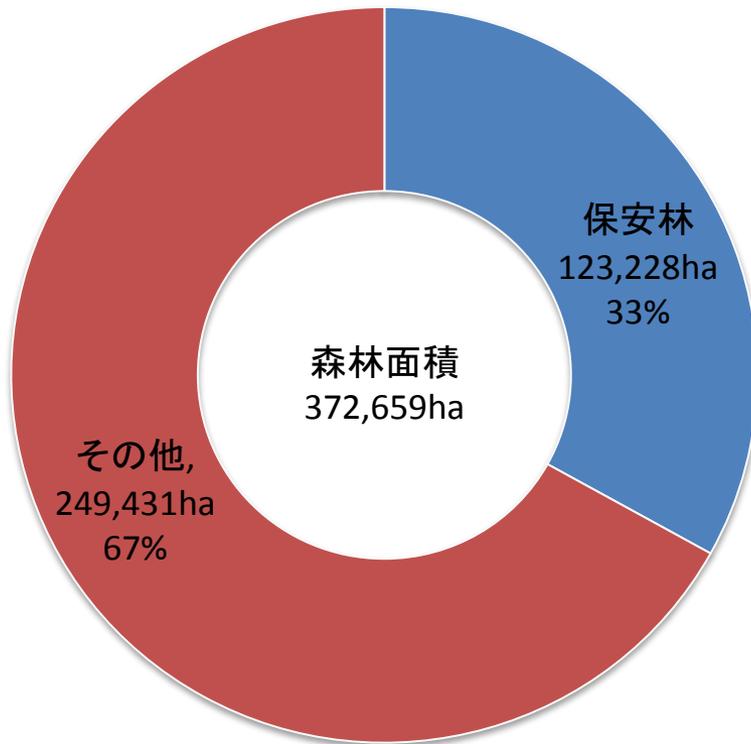


凡 例

- 在村
- 不在村(県内)
- 不在村(県外)

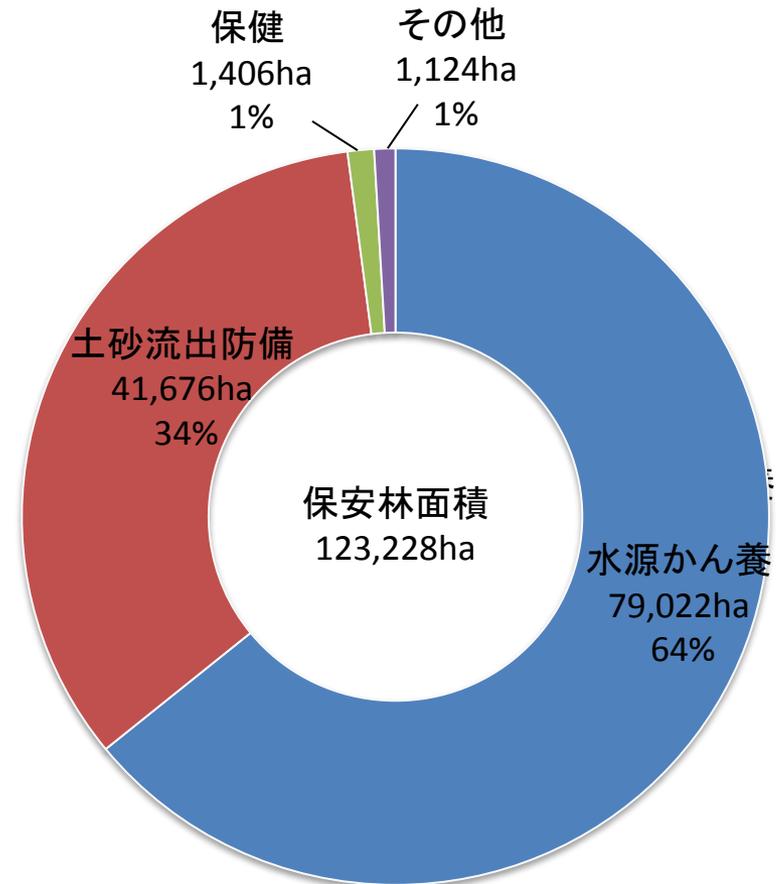
本県の森林・林業の現況

(8) 森林における保安林面積



・森林のうち保安林の面積は123,228ha、森林面積の33%が保安林に指定。

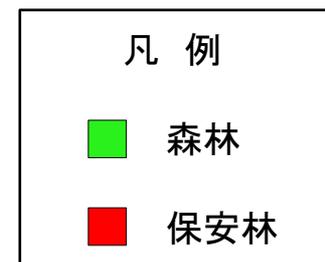
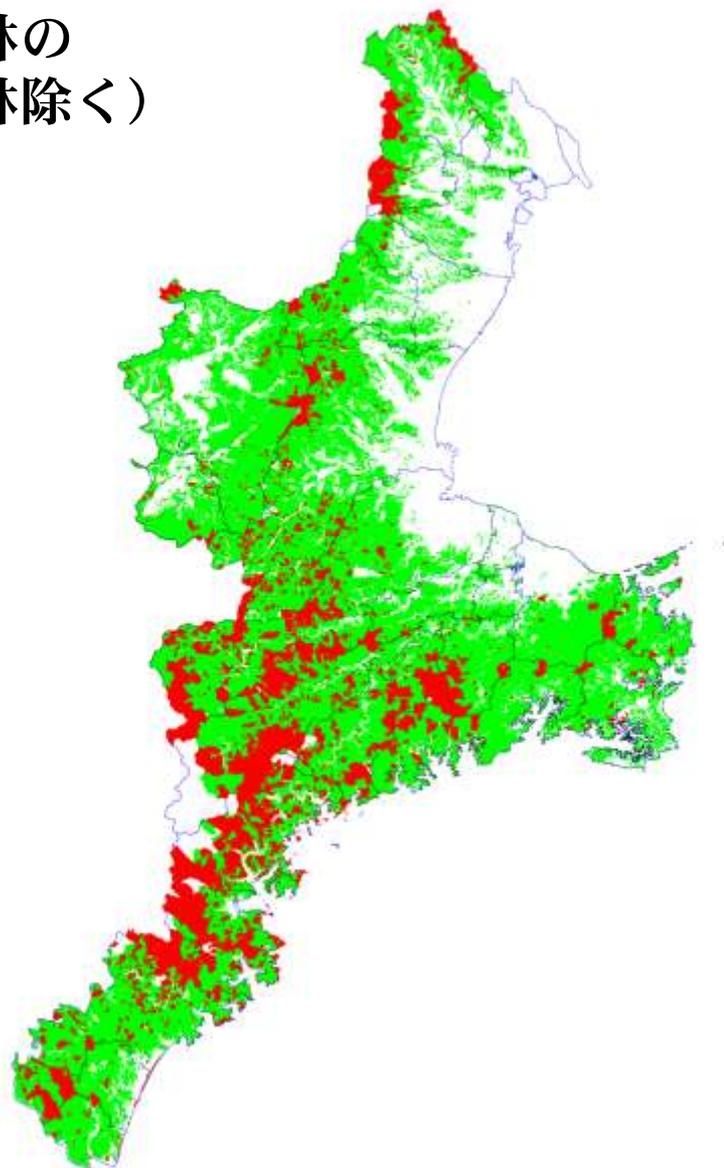
(9) 保安林の種別面積



・保安林のうち水源かん養保安林が64%、土砂流出防備保安林が34%を占める。 8

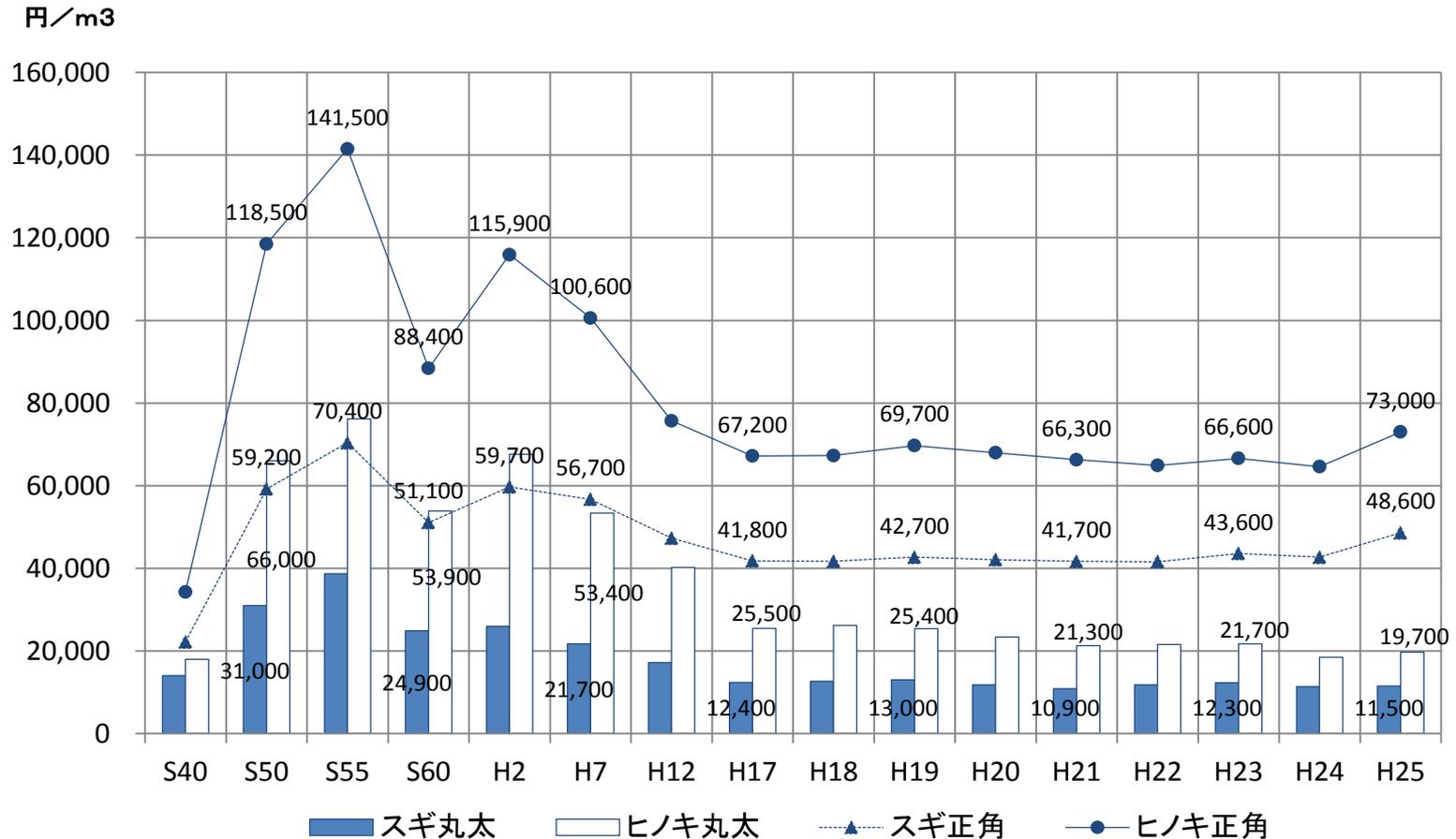
本県の森林・林業の現況

森林における保安林の
指定状況（国有林除く）



本県の森林・林業の現況

(10) 木材価格の推移 (全国)



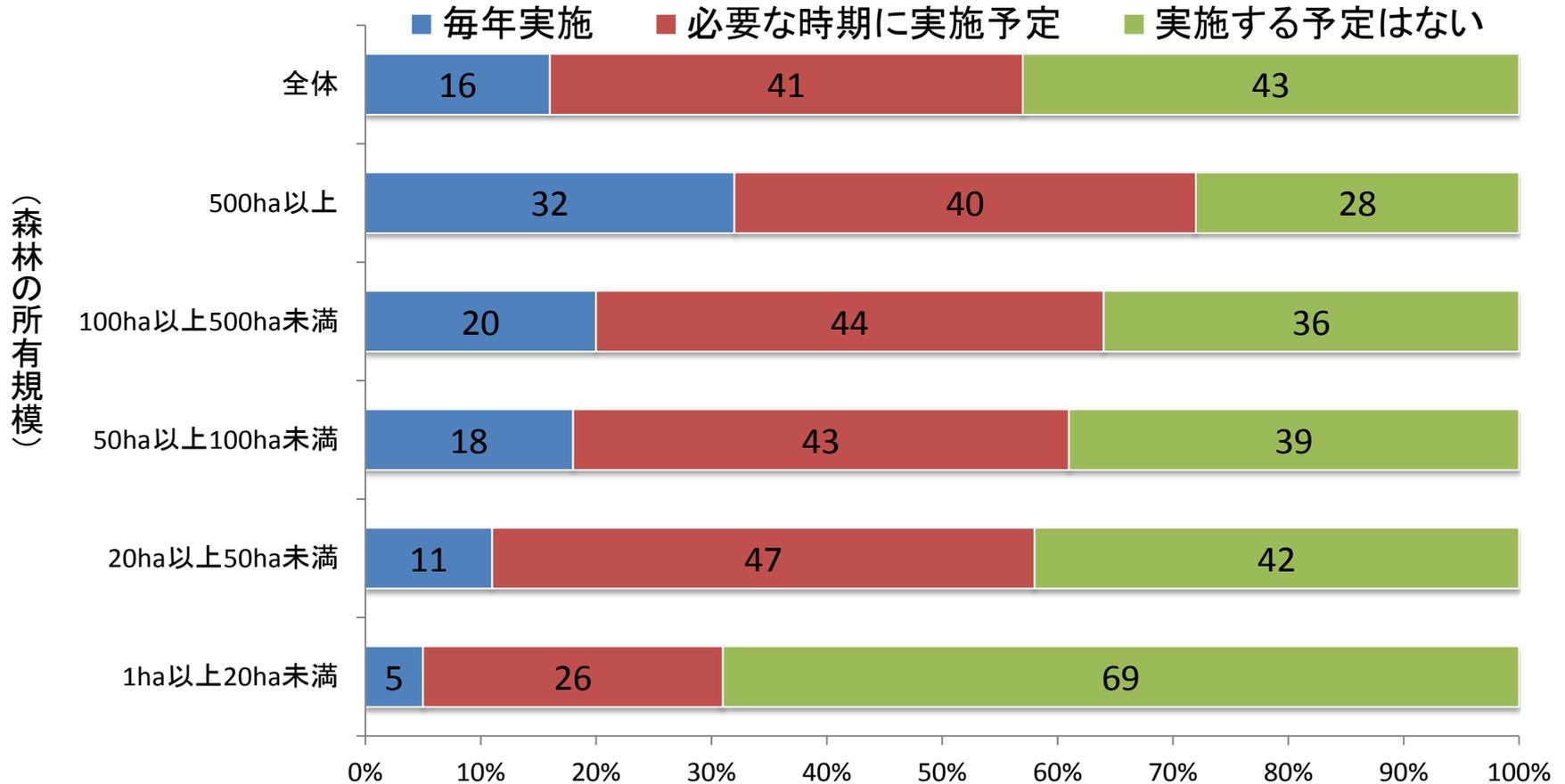
資料: 林野庁 森林・林業白書(平成25年度)

- ・丸太価格、製品価格ともに昭和55年をピークに長期的に下落傾向
- ・近年はほぼ横ばいであったが平成25年度は消費税の駆け込み需要により若干上昇

本県の森林・林業の現況

(1 1) 森林所有者の意識調査 (全国)

今後5年間の森林施業の実施に関する意向



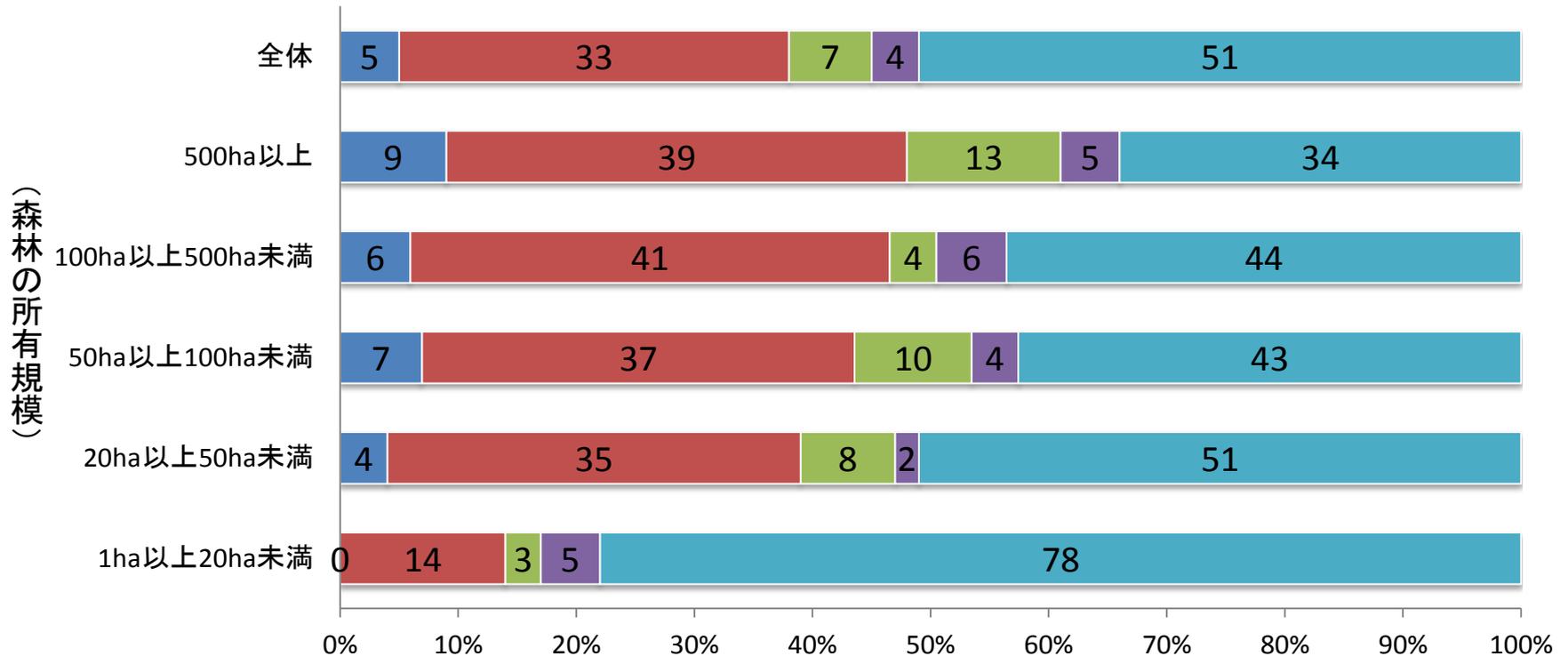
資料: 農林水産省「林業経営に関する意向調査」平成23年3月

本県の森林・林業の現況

(12) 森林所有者の意識調査 (全国)

今後の林業経営についての意向

- 経営規模の拡大・拡充を図りたい
- 経営規模を縮小したい
- 山林は保有するが、林業経営を行うつもりはない
- 現状の経営規模を維持したい
- 林業経営をやめたい

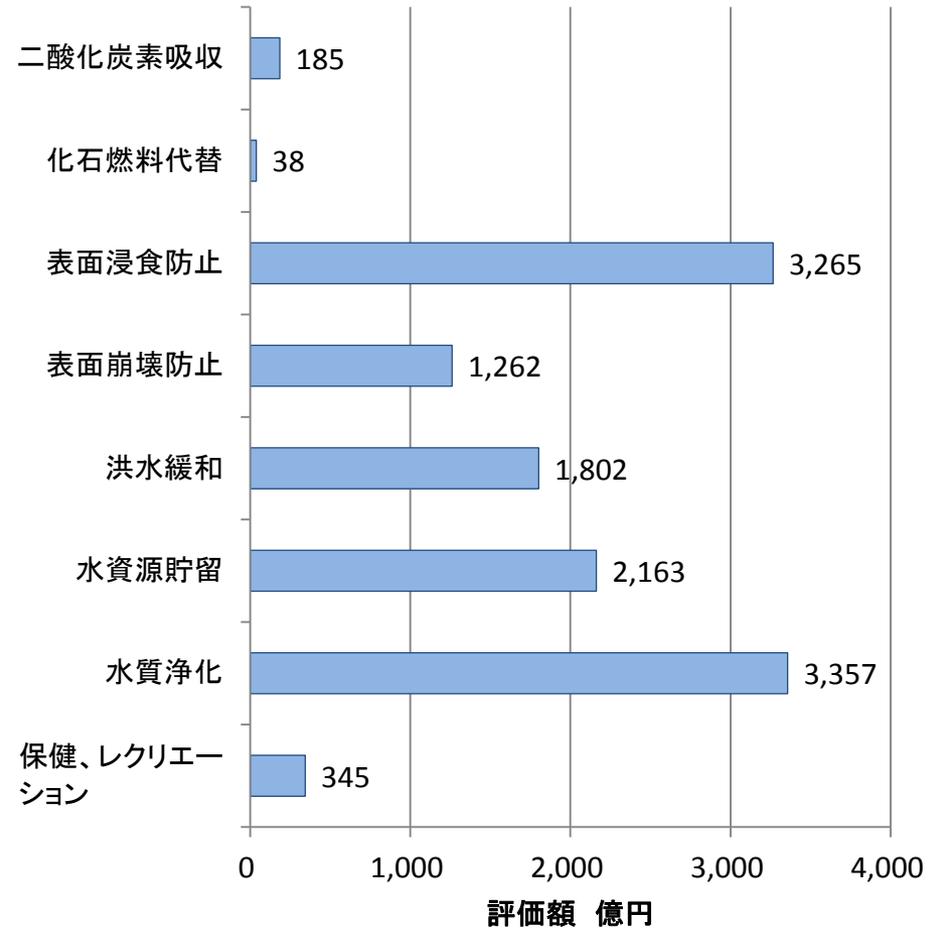
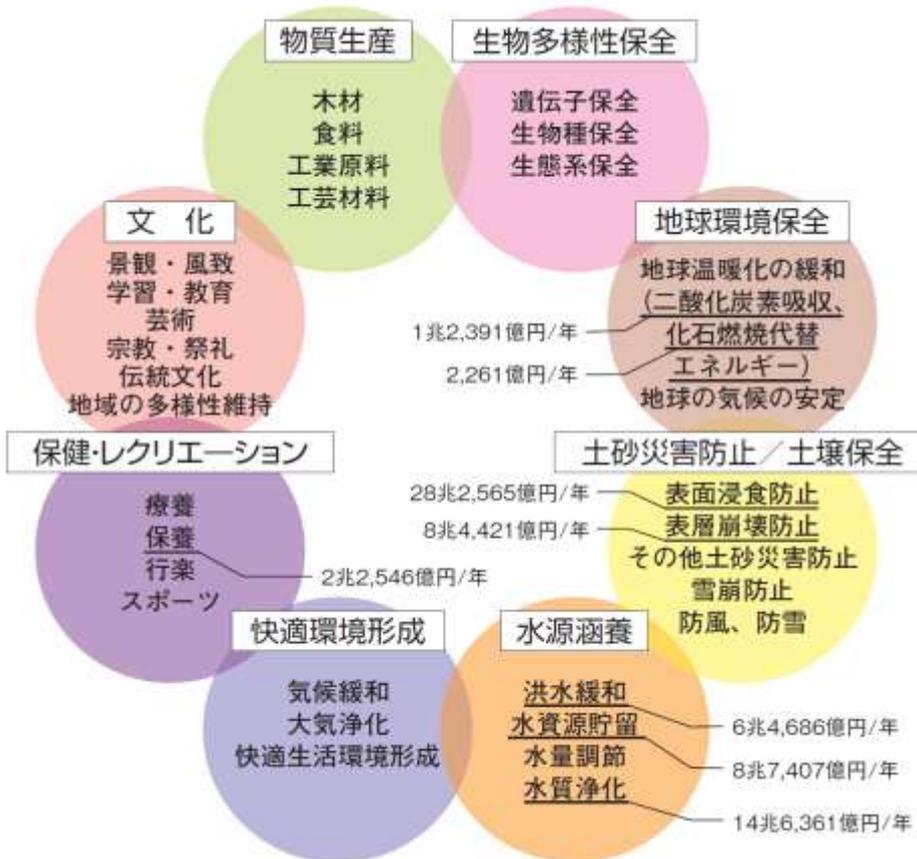


資料: 農林水産省「林業経営に関する意向調査」平成23年3月

本県の森林・林業の現況

■ 森林の公益的機能の評価（全国）

■ 三重県の森林の公益的機能評価額



資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林

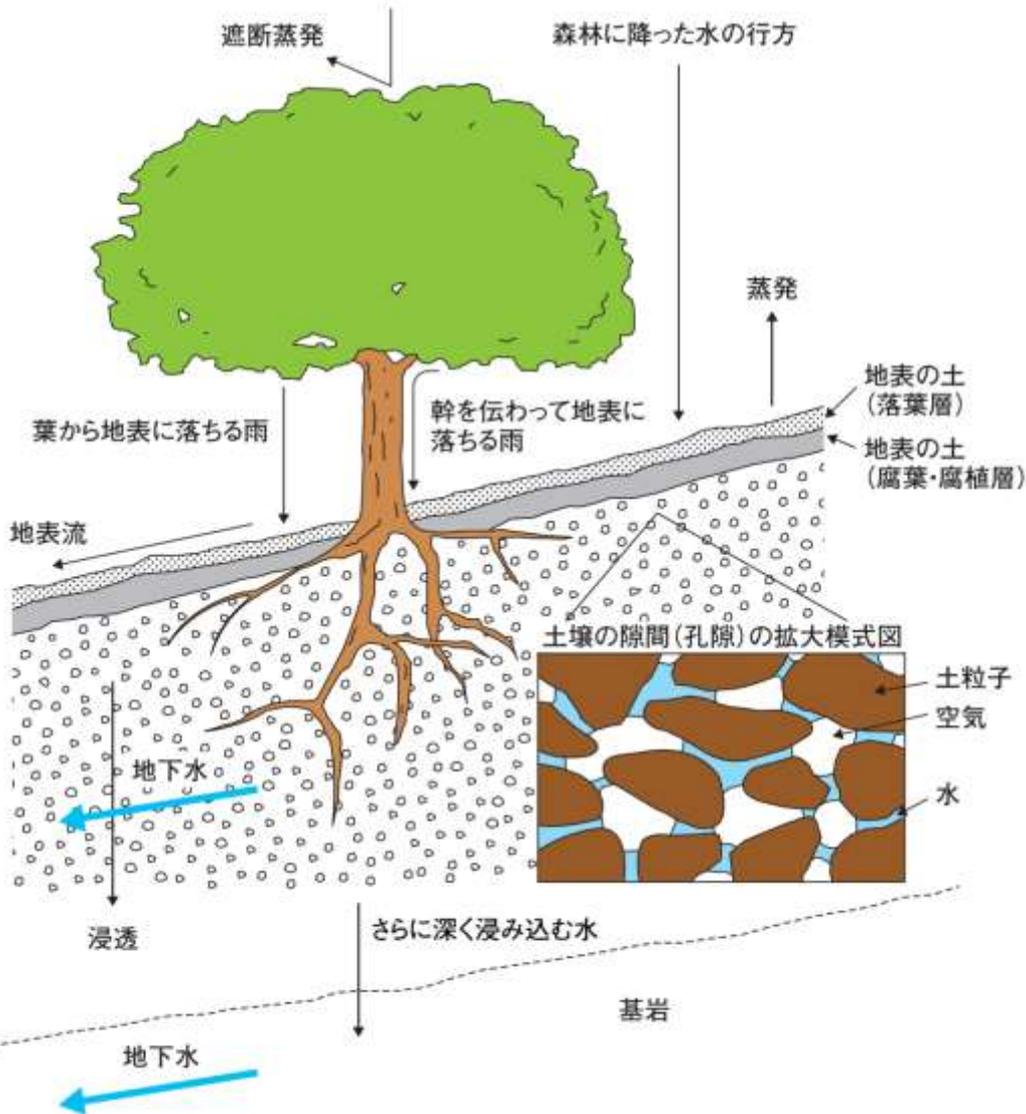
の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料
(平成13(2001)年11月)

資料：日本学術会議が平成13年に農林水産省に答申した試算方

法を参考に三重県の森林の公益的機能の評価 13

本県の森林・林業の現況

■森林の水源かん養機能



□水源かん養機能とは

森林は、降水を樹冠や下層植生で受け止め、その一部を蒸発させた後、土壤に蓄える。

森林土壤は、多孔質の構造となっており、その隙間に水を蓄えることにより、徐々に地中深く浸透させて地下水としてかん養するとともに、時間をかけて河川に流出させる機能を持つ。



水源かん養機能の高い森林

本県の森林・林業の現況

■危惧される事象

- ・ 森林の手入れ（間伐、植栽）等が行われないことによる森林の荒廃



間伐手遅れ林



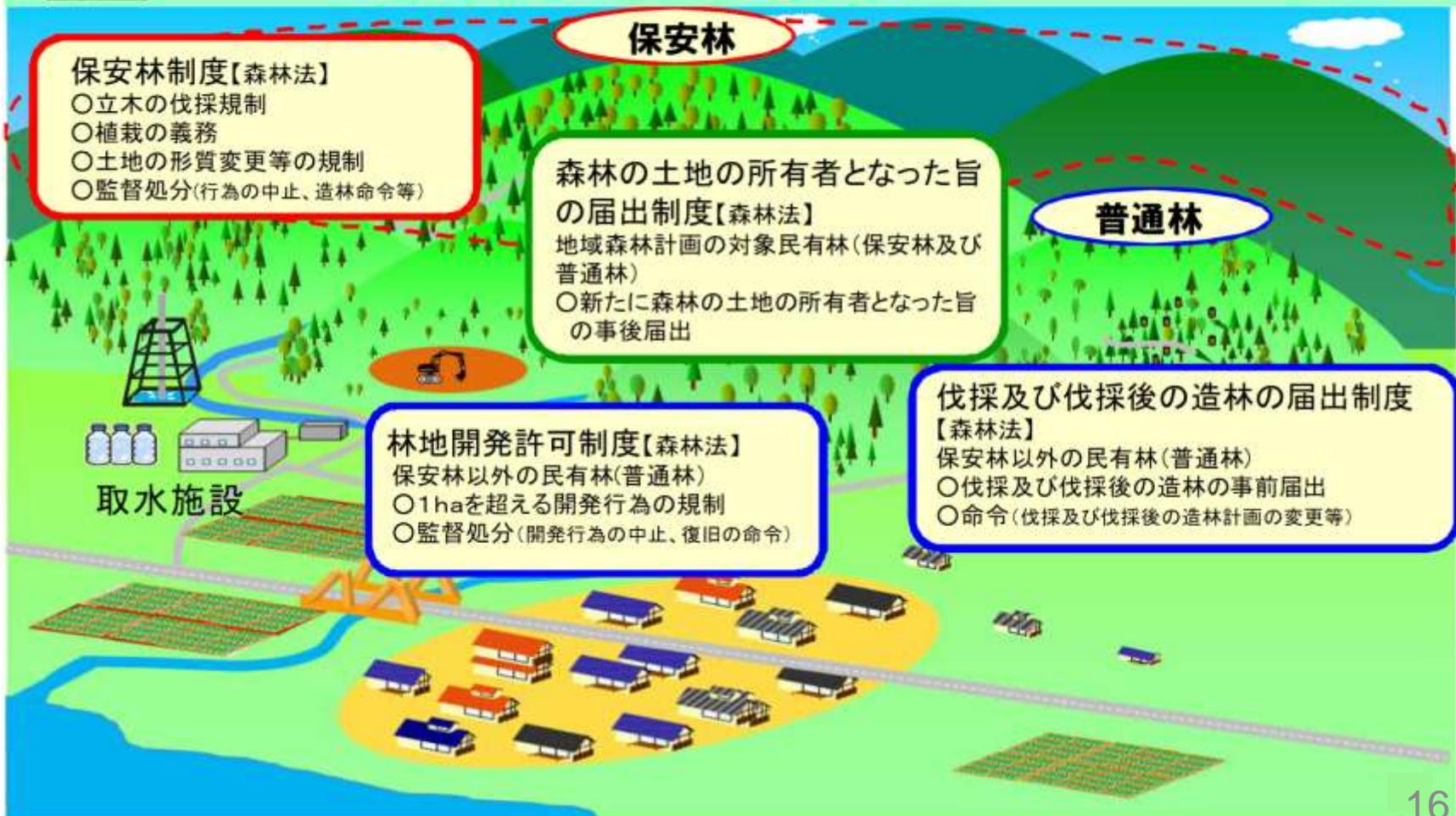
未植栽地

- ・ 所有目的が不明確な森林の増加
- ・ 無秩序な伐採や開発による森林の荒廃

水源かん養機能の低下

森林の保全に関する法規制（森林法）

- ・ 水源地域等の森林の保全に関して、森林法において、保安林の伐採や開発の規制、林地開発許可制度、伐採及び伐採後の造林の届出制度を措置
- ・ これら諸制度の確実な運用に当たっては、森林所有者の適確な把握が重要であり、平成23年に森林法改正



森林の保全に関する法規制（森林法）

保安林制度

森林法に基づき水源のかん養等森林の有する公益的機能上重要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、伐採や土地の形質変更等を制限。

保安林面積は平成23年度末で全国に1,205万ha。保安林のうち76%に当たる910万haは水源かん養保安林。

全保安林面積に占める
水源かん養保安林の割合



林地開発許可制度

保安林以外の森林で、土石の採掘その他の土地の形質を変更する開発行為を行う場合に、森林での一定規模(1ha)を超える開発行為を都道府県知事の許可制としているもの。

平成23年度は238件、1,458ha。ピーク時の2,125件(昭和53年度)・12,816ha(平成4年度)に比べ大幅に減少。

林地開発許可の基準

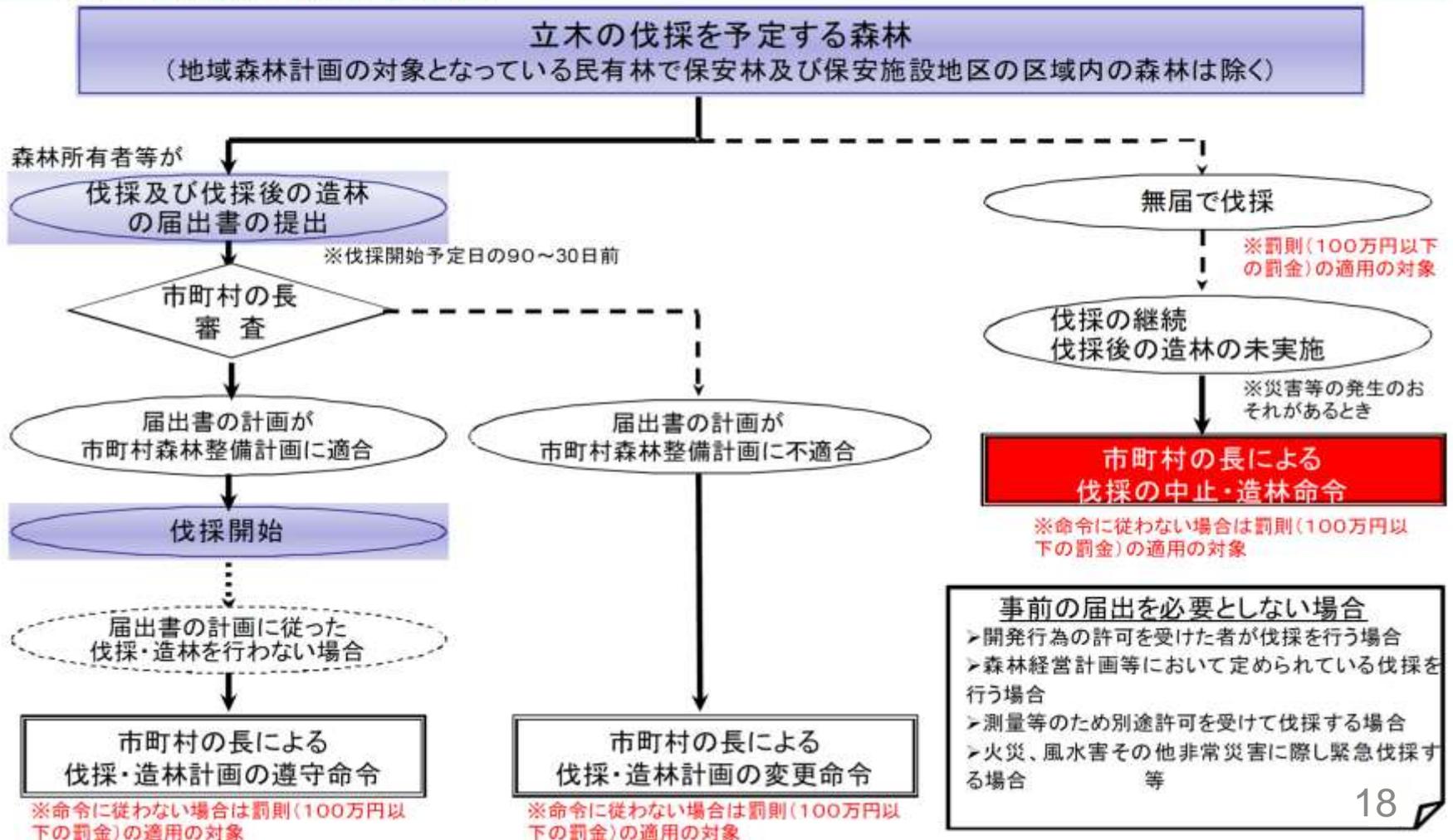
次のいずれにも該当しない場合には、許可しなければならないとされている。

- ① 土地に関する災害の防止の機能からみて、当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。(災害の防止)
- ② 水害の防止の機能からみて、当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。(水害防止)
- ③ 水源のかん養の機能からみて、当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。(水源かん養)
- ④ 環境の保全の機能からみて、当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。(環境の保全)

森林の保全に関連する法規制（森林法）

■ 伐採及び伐採後の造林の届出制度の拡充（平成24年4月から）

- 立木の伐採及び伐採後の造林の届出制度について、無届伐採者に対する伐採の中止・造林に関する措置命令を新設するとともに、命令に従わない場合の罰則を強化し、適切な伐採及び伐採後の造林を確保



森林の保全に関連する法規制（森林法）

■ 森林の土地の所有者届出制度の創設（平成24年4月から）

- 新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出に係る命令や保安林における監督処分等を円滑に実施

制度の概要

新たに森林の土地の所有者となった者

90日以内に届出
(国土利用計画法に基づく届出をしたときは不要)

無届 ↓ 虚偽届出

10万円以下の過料

市町村長

保安林等に係る届出
は30日以内に通知

普通林の情報も含めて
情報共有

都道府県知事

届出の手続

○ 届出の期間

新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内に市町村長に届出

○ 届出に記載する事項

- ・ 土地所有者となった者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・ 旧土地所有者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・ 土地所有者となった年月日
- ・ 土地の所有権の異動の原因
- ・ 土地の所在、面積

※ 備考として、森林の土地の用途、境界の把握の有無その他必要な事項を記載

○ 届出の添付書類

- ・ 当該土地の登記事項証明書 又は 権利取得の原因となる事実を証する書面
(土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書等の写し)
- ・ 当該土地の位置を示す図面
(任意の図面に大まかな位置を図示)

森林の保全に関連する法規制（水循環基本法）

目的(第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

定義(第2条)

1. 水循環→水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
2. 健全な水循環→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念(第3条)

1. 水循環の重要性
2. 水の公共性
3. 健全な水循環への配慮
4. 流域の総合的管理
5. 水循環に関する国際的協調

○国・地方公共団体等の責務(第4条～第7条)

○関係者相互の連携及び協力(第8条)

○施策の基本方針(第9条)

○水の日(8月1日)(第10条)

○法制上の措置等(第11条)

○年次報告(第12条)

○水循環基本計画(第13条)

基本的施策(第14～21条)

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部(第22条～第30条)

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組織

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官
水循環政策担当大臣
本部員 : 全ての国务大臣

森林の保全に関連する法規制（その他）

法 律	内 容
国土利用計画法	一定面積以上（都市計画区域外の場合 1 ha）の土地について、売買などの取引を行った場合に、土地の利用目的などについて事後届出が必要。
自然公園法	指定区域内における工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の行為について大臣（国立公園）、知事（国定公園）の許可または届出が必要。
採石法	知事による岩石採取計画の認可
外国人土地法	日本人・日本法人による土地取得等を制限している国に属する外国人・外国法人に対して、同様の制限を政令によってかけることができると定めているが、大正14年の立法以来、この政令は制定されたことはない。また、法務省は、WTOサービス貿易に関する一般協定を踏まえれば「外国人であることを理由に、土地取得を一律に制限することは難しい」としている。

条 例	内 容
三重県自然環境保全条例	自然環境保全地域内における工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の行為について知事の許可（特別地区）または届出（普通地区）が必要。

森林に係る最近の動き

■森林法に基づく森林の土地の所有者届出制度の実績

(平成24年1月～12月)

市町名	件数	面積 (ha)
津市	47	51.39
四日市市	18	8.12
伊勢市	8	7.44
松阪市	15	10.79
桑名市	7	2.87
鈴鹿市	8	2.28
名張市	—	—
尾鷲市	4	9.49
亀山市	12	13.69
鳥羽市	40	8.73
熊野市	5	13.22
いなべ市	14	37.48
志摩市	10	5.70
伊賀市	14	8.87

合計 266件 679.1ha

市町名	件数	面積(ha)
木曾岬町	—	—
東員町	—	—
菰野町	9	1.72
朝日町	—	—
川越町	—	—
多気町	4	4.60
明和町	—	—
大台町	8	21.53
玉城町	1	0.17
度会町	1	0.23
大紀町	6	1.49
南伊勢町	18	23.57
紀北町	16	383.71
御浜町	1	62.00
紀宝町	—	—

森林に係る最近の動き

■国土利用計画法に基づく土地取引届出件数・面積（平成25年1月～12月）

（1）利用目的別の件数・面積

利用目的	件数	面積 (ha)
林業	11	173.5
資産保有	11	41.3
その他	83	370.9
計	105	585.7

（2）法人・個人別の件数・面積

利用区分	件数	面積 (ha)
法人→法人	21	341.0
法人→個人	5	42.5
個人→法人	66	161.4
個人→個人	13	40.8
計	105	585.7

※水資源・地域プロジェクト課からの資料を基に作成
※地目が山林・保安林であるものを集計

森林に係る最近の動き

■外国資本による森林取得の事例（参考）

- ・三重県ではまだ具体的事例は報告されていないが、他の道県では居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林の取得事例が報告されている。

外国資本による森林取得の事例（平成18年～25年集計）

都道府県	件数	森林面積 (ha)
北海道	65	906
山形県	1	10
栃木県	1	1
群馬県	1	44
神奈川県	6	9
長野県	2	3
兵庫県	1	2
福岡県	1	0.2
沖縄県	1	5
合計	79	980

※平成25年外国資本による森林買収に関する調査結果：農林水産省

森林に係る最近の動き

■ 森林の保全に係る三重県の施策

・ 治山事業

治山施設の整備とともに、水源地域等の森林の造成・整備を総合的に実施

・ 造林事業

森林の多面的機能の維持・増進や持続的な林業生産活動等の推進を図るため、搬出間伐等の森林整備を実施

・ 環境林整備事業

環境林において、森林組合等が市町・森林所有者との協定に基づき森林整備を実施

・ 県単森林環境創造事業

環境林において市町が市町・森林所有者との協定に基づき森林整備を実施

・ 災害に強い森林づくり推進事業

「みえ森と緑の県民税」を活用して流木の恐れのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出や、治山施設に異常堆積した土砂等の撤去を実施

・ みえ森と緑の県民税市町交付金事業

「みえ森と緑の県民税」を財源とする市町交付金事業において水源林等の購入が可能。

森林に係る最近の動き

■県内の市町が制定している水道水源保護条例の概要

(条例の目的)

水道法第2条1項の規定に基づき、水道にかかる水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的としている。

(条例の内容)

大きく分類して水源枯渇防止型と水質汚濁防止型に分類することができ、当然両方の目的を持つ条例もある。

具体的には、水道水源保護区域を設定し、その区域内における規制対象事業（産廃処理場や砂利採取場等）の立地を禁止するもの。

また、目的に応じて例えば水源枯渇防止型では区域内の取水制限、水質汚濁防止型では区域内における排水規制等が盛り込まれている。

森林に係る最近の動き

■ 県内の市町が制定している水道水源保護条例

市町名	条例名称	タイプ別			地下水の規制	制定日
		水源枯渇防止型	水質汚濁防止型	その他		
津市	津市水道水源保護条例	×	○			平成19年3月30日
四日市市	四日市市水道水源保護条例	○	○		○ 揚水量の制限	平成17年6月28日
松阪市	松阪市水道水源保護条例	×	○			平成17年1月1日
桑名市	桑名市水道水源保護条例	×	○			平成16年12月6日
鈴鹿市	鈴鹿市水道水源流域保全条例	○	○		○ 揚水量の制限	平成18年10月1日
尾鷲市	尾鷲市水道水源保護条例	×	○			平成13年3月22日
亀山市	亀山市水道水源保護条例	○	○			平成17年1月11日
鳥羽市	鳥羽市民の環境と自然を守る条例	×	×	○		昭和48年10月9日
いなべ市	いなべ市水道水源保護条例	○	○			平成16年7月1日
伊賀市	伊賀市水道水源保護条例	×	○			平成16年11月1日
東員町	東員町水道水源保護条例	○	○			平成14年9月30日
明和町	明和町水道水源保護条例	×	○			平成6年6月22日
大台町	大台町水道水源等保護条例	○	○			平成19年6月22日
紀北町	紀北町水道水源保護条例	○	○			平成22年6月18日

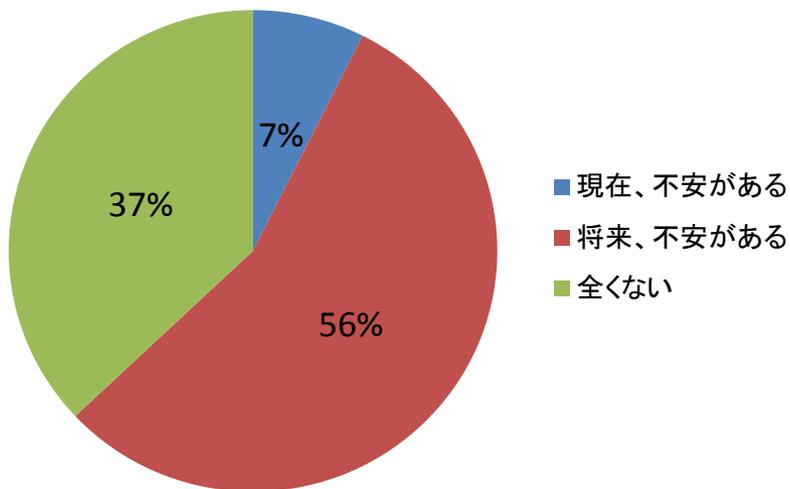
森林に係る最近の動き

■ 水源地域の森林の保全に係る市町への意向調査

- ・ 今後の水源地域の森林の保全に向けた取組の参考にするため、平成26年1月に、県内27市町の意向を調査。

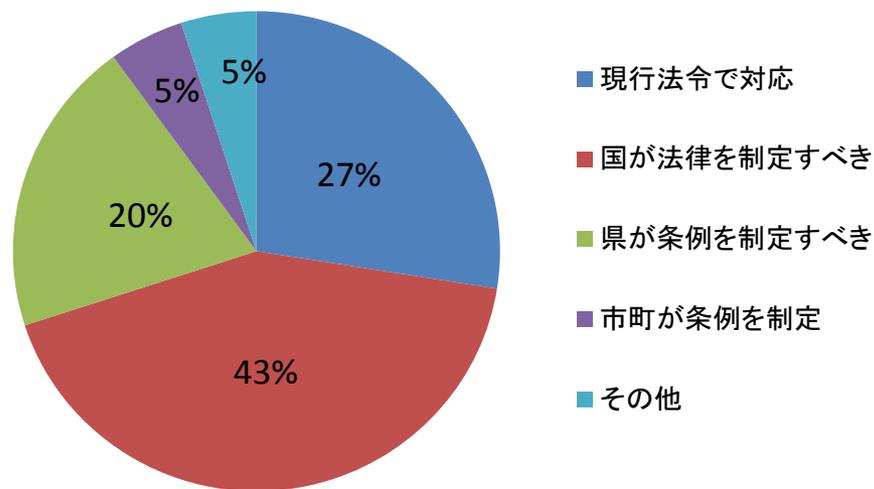
(問1)

貴市町の水源地域の森林を保全していく上で、森林の買収等について懸念(心配)していることがありますか。



(問2)

今後、どのような対策が必要と思いますか。



森林に係る最近の動き

■他の道県の条例制定状況（平成26年4月現在）

- ・森林法は、新たに森林の土地の所有者となった者が事後に届け出る制度であるため、他の道県においては、森林売買の事前届出制を柱とする条例を制定

○条例制定済み（15道県）

平成24年	4月施行	北海道、埼玉県
	6月施行	群馬県
	10月施行	茨城県
	12月施行	山梨県
平成25年	3月施行	長野県
	4月施行	山形県、富山県、石川県、 福井県、岐阜県
	12月施行	新潟県
平成26年	3月施行	宮崎県
	4月施行	徳島県、秋田県

○条例制定を検討中（2県）

高知県、滋賀県

森林に係る最近の動き

■他の道県で制定された条例の概要

(条例の目的)

水源地域の保全について基本理念及び、県、土地所有者、県民等の責務を定めるとともに、水源地域の適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源かん養機能の維持増進や水資源の保全に寄与すること等を目的としている。

(条例の内容)

知事が水源地域を指定し、その地域内における土地売買等について事前届出制を導入し、森林所有者の異動等を事前に把握するとともに、必要に応じて届出者に対して助言を行うことや、無届出・虚偽の届出に対する勧告・公表等の措置をとることが主な内容となっている。

森林に係る最近の動き

■他の道県で制定された条例の概要

区分／都道府県名		北海道	埼玉県	群馬県	茨城県	山梨県	長野県	福井県	岐阜県	石川県	山形県	富山県	新潟県	宮崎県	徳島県	秋田県
条例の 目的	水資源 の保全		○				○							○		
	水源地 域の保 全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	—	—	—	—	地下水 の保全	—	林地開 発の制 限 地下水 の保全	—	—	林地開 発の制 限 地下水 の保全	—	—	—	林地開 発の制 限 県土の 保全	—
水源地域 の 定義	水源涵 養機能 の維持 増進の ため適 正な土 地利 用が必 要な地 域		○	○	○	○		○					○	○	○	○
	公共の 用に供 する水 源に係 る取水 地点及 びその 周辺 区域	○					○		○		○	○				
	森林法 第5条 による 森林									○						

森林に係る最近の動き

■他の道県で検討された条例以外の手法

□水源地域の森林の保安林指定を進め、伐採や開発等を規制

□水源地域の森林の公的管理（公有林化）

- ・徳島県は条例に公的管理の推進を記載し、公有林化のために必要な基金（徳島県県有林化等推進基金）を設置。今年度から毎年50ha前後の県有林を取得し、管理不十分な森林の解消や目的が明らかでない森林買収に対抗することとしている。

- ・埼玉県はダム水源地域において水源が損なわれるような土地売買の事前届出があった場合にそれを食い止めるため、水源地域対策基金（県と57市町で設立）を活用し、ダム水源地域の市町による公有林化を支援する。（100%補助）

□法整備等について国へ要望、提案

森林に係る最近の動き

■ 森林の保全に関する法規制一覧（再掲）

法律および条例による許可（届出）が必要な行為	申請（届出）の時期	
	事前	事後
1 立木の伐採		
・ 森林法（保安林制度）	許可	
・ 森林法（伐採届）	届出	届出（一部）
2 開発行為について		
・ 森林法（保安林制度）	許可	
・ 森林法（林地開発制度）	許可	
・ 自然公園法	許可	
・ 自然環境保全条例	許可	
3 森林取得（土地取引）について		
・ 森林法（事後届出）	なし	届出
・ 国土利用計画法	なし	届出
・ 外国人土地法	なし	なし
4 その他		
・ 水循環基本法	なし	なし
・ 採石法	（許可）	
・ 市町の水道水源保護条例	（協議）	